

京都市洛西総合庁舎樹木管理業務委託仕様書

第1 総則

- 1 受託業者（以下「乙」という。）は、京都市契約事務規則及び関係法規等を遵守のうえ、受託業務を施行すること。
- 2 乙が業務の実施に関し、京都市洛西総合庁舎管理者（以下「甲」という。）の指示に従わないときは、業務の全部又は一部の中止を命ずることができる。
- 3 前項の中止により乙に損害が生ずることがあっても、本市に損害賠償の責はない。

第2 業務内容

乙は、別紙工程表に従い下記の業務を委託期間内に実施する。

作業名称	内容	回数	場所
1) 樹木施肥作業	夏：化成 冬：有機	2	東・西玄関周辺、中庭
2) 樹木薬剤散布	殺虫剤殺菌剤混合	2	東・西玄関周辺
3) 除草作業	植栽地除草	2	東・西玄関周辺、中庭
4) 樹木剪定作業			
低木刈り込み	サツキツツジ・ ジンチョウゲ等	2	東玄関周辺（※） 西玄関周辺
中高木剪定	ケヤキ・ヤマモモ・ ベニカナメモチ等	2	東玄関周辺
中高木剪定	クス・ツバキ	1	中庭
生垣刈り込み	キンモクセイ	2	西玄関周辺
中高木剪定	シラカシ・クス	2	西玄関周辺

※汚水マンホール蓋周辺（別添地図青色箇所）は、蓋が樹木で隠れないように刈り込むこと。

第3 剪定枝及び刈草の処理方法

業務で発生した資源化可能な剪定枝及び刈草については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。

第4 支払方法

- 1 委託料は、全ての委託業務の完了を確認した後、乙の請求に基づき30日以内に支払うものとする。
- 2 施肥、薬剤散布、除草、剪定、処分等この業務に伴うすべての経費は、乙が負担する。

第5 樹木管理業務委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

京都市西京区洛西支所
樹木管理工程表

工期 工種	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 樹木施肥作業				○							○	
2 樹木薬剤散布				○				○				
3 除草作業				○				○				
4 樹木剪定作業												
低木刈り込み				○				○				
生垣刈り込み				○				○				
中高木剪定				○				○				

